契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

商　　号　　株式会社マグナム

所 在 地　　〒580-0031　大阪府松原市天美北3丁目3番5号-103

電話番号　　072-294-6877

メール　　info@magnum-investment.co.jp

金融商品取引業者　当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：近畿財務局長（金商）第390号

○ 投資顧問契約の概要

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬等

国内上場株式を対象とし、その分析に基づく投資判断に関し、以下の会員区分に従い助言を行います。

（ⅰ）特別会員　1ヶ月　20万円（消費税別）

契約期間内に随時電話による方法で助言を行う。

（ⅱ）電話会員Ａ　1ヶ月　3万円（消費税別）と下記②の成功報酬金

毎月1回以上電話で助言を行う。月数回WEB上の会員専用サイトに記事を記載する方法により、レポート配信する。

（ⅲ）電話会員Ｂ　1ヶ月　5万円（消費税別）

毎月1回以上電話で助言を行う。月数回WEB上の会員専用サイトに記事を記載する方法により、レポート配信する。

（ⅳ）掲示板会員　1ヶ月　1.5万円（消費税別）

毎週1回以上WEB上の会員専用サイトに記事を記載する方法により、レポート配信する。

（ⅴ）特別銘柄会員　1銘柄　1万円～（消費税別）

特定の1銘柄（または1銘柄群）の売買に関して助言を行う。

（vi）銘柄配信サービス　（下表のとおり・消費税込）

当社が厳選した銘柄について、WEB上の会員専用サイト（以下「会員サイト」といいます。）に記事を記載する方法により助言を行う。銘柄数は、3ヶ月を1単位として3銘柄を基本とし、契約期間中に、契約期間の月数と同数以上の銘柄について助言を行う。個々の銘柄の選定及び掲載の時期は、市場環境等を勘案して当社が決定するため、特定の月に助言を行わないことがある。あわせて、市況及び助言済み銘柄に関するレポート（保有の継続又は売却に関する助言を含む。）を、随時、会員サイトに記事を記載する方法により配信する。上記のほか、市場環境等を勘案し、当社が有用と判断した銘柄については、臨時に助言を行う場合がある。いずれの場合も、掲載した旨を、お客様がお申込み時にご登録いただいた電子メールアドレス宛への電子メールの送信によりご通知する。また、会員サイトでは、投資判断の考え方を学ぶための学習用コンテンツを提供する。当該コンテンツは、特定の銘柄の売買を推奨するものではなく、上記の助言には含まれない。会員サイトのご利用には、ご決済の完了後に、当社が案内するページからアカウントの発行手続きを行っていただく必要がある。

プラン	報酬額（税込）	契約期間	更新
3ヶ月プラン	9,800円	3ヶ月	3ヶ月ごとに自動更新
6ヶ月プラン	19,000円	6ヶ月	6ヶ月ごとに自動更新
12ヶ月プラン	36,000円	12ヶ月	12ヶ月ごとに自動更新

入会金その他の費用は発生しない。成功報酬は発生しない。

※ 契約期間及び更新について

・（ｉ）～（iv）：契約期間は12ヶ月とする。契約期間終了の5日前までに契約更新しない旨の申し出がない場合、契約は自動更新するものとする。

・（ｖ）特別銘柄会員：当該銘柄（群）の売買が終了した時点で契約期間は終了する。

・（vi）銘柄配信サービス：契約期間は上表のとおり3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月とする。契約期間の満了時に、同一条件・同一金額で自動的に更新される。契約を解除しようとする場合は、解除希望日の1ヶ月前までに書面によりお申し出いただく。

② 成功報酬（電話会員Ａのみ）

・報酬額は、毎月月初から月末までに決済を行った売買について、それぞれの利益あるいは損益を合算して得られた運用益（売買手数料、取引税などを控除したもの。）に20％を乗じた金額（消費税別）とし、毎月1日から月末までの1ヶ月ごと精算する。また計算結果の1,000円未満は切捨てる。

・当該1ヶ月間を総合して損金が発生した場合は、次月以降の利益金と相殺する。

・手持ち株式について新株が無償交付された場合は、修正価格又は増加株数にて計算する。

・当社の助言を受けて売買を行わなかった場合、成功報酬の対象とはしない。

・当社への報告前に会員の意思で決済した場合は、その価格にて差益計算する。

・契約期間満期日又は中途解約日の手持ち株式については、契約期間満期日又は中途解約日の寄付値で評価し精算する。（契約更新の場合はその限りではない。）

・当社助言に基づき売買した株式については売買報告書を送付していただく。（写しも可とする。）但し、売買報告書の送付がない場合は、当社売買助言記録により確認する。

③ 報酬の支払時期及び支払方法

・（ⅰ）～（ⅴ）：会費は契約締結時以降毎月契約応答日の5営業日前までの月払い、成功報酬は当該月の翌月5日（5日が土・日の場合には翌銀行営業日）までの支払いを各々原則とする。支払方法は、銀行振込またはクレジットカード（成功報酬は銀行振込のみ）とする。

・（ⅵ）銘柄配信サービス：各契約期間の開始時に、当該契約期間分の報酬額を一括して前払いいただく。支払方法はクレジットカード決済とする。

④ その他

顧客への助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針・運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、顧客との協議により上記と異なる方法を取る場合があります。

○ 契約の成立時期及び契約期間の起算（銘柄配信サービス）

① 本契約は、お客様によるクレジットカード決済が完了した時に成立します。

② 契約期間は、当該決済が完了した日から起算します。

③ 当社は、契約の成立後、遅滞なく、契約締結時交付書面をお客様がご登録の電子メールアドレス宛にお送りします。クーリング・オフの期間は、当該書面を受領された日から起算されます。

○ 株式に係るリスク

投資顧問契約により助言する株式についてのリスクは、次のとおりです。

① 株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

② 株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引等：信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

（1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

【特別会員・電話会員Ａ・電話会員Ｂ・掲示板会員】

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を差し引いた残額をお返しいたします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：会費については、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する料金÷契約期間の総日数×契約締結時交付書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。また、電話会員Ａの場合、契約開始からクーリング・オフまでの間に発生した成功報酬についてはお支払いいただきます。成功報酬については、解除日の終値を元に運用益を算出し、これより所定の割合をお支払いいただくものとします。なお、受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【特別銘柄会員】

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を差し引いた残額をお返しいたします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：本契約における助言サービスについては助言の提供が1銘柄（あるいは1銘柄群）限りであり且つ報酬は前払い制であるため、助言後の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【銘柄配信サービス】

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（通信費等）相当額を差し引いた残額をお返しいたします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時交付書面を受領した日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただき、残額をお返しいたします。1円未満の端数は切り捨てます。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

（2）クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

【特別会員・電話会員Ａ・電話会員Ｂ・掲示板会員】

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示

で契約を解除できます。なお、契約解除の場合は、会費分の解除までの期間に相当する日割り計算した報酬額をいただきます。また、成功報酬については、解除日の終値を元に運用益を算出し、これより所定の割合をお支払いいただくものとします。なお、受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【特別銘柄会員】

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の10日前までの書面による意思表示で契約を解除できます。助言を行っていない場合は通常要する費用相当額を差し引いた残額を返金し、助言を行っている場合は、助言の提供が1銘柄（あるいは1銘柄群）限りであり且つ報酬は前払い制であるため、助言後の返金には一切応じないものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

【銘柄配信サービス】

解除希望日の1ヶ月前までに、書面による意思表示で契約を解除することができます。お申し出がない場合、契約は同一条件・同一金額で自動的に更新されます。契約解除の場合は、解除日までのサービス提供期間に応じた報酬額を日割りで精算し、残額をお返しいたします。1円未満の端数は切り捨てます。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

○ 解除のお申し出方法

クーリング・オフ及び契約の解除のお申し出は、次のいずれの方法でも承ります。

・電子メール：info@magnum-investment.co.jp

・郵送：〒580-0031　大阪府松原市天美北3丁目3番5号-103　株式会社マグナム 宛

当社は、上記いずれの方法によるお申し出も、書面によるお申し出として取り扱います。

解除日は、お客様がお申し出を発信された日とします。

○ クレジットカードによる報酬の支払いについて

①（ⅰ）～（ⅴ）の会員区分において月会費をクレジットカードでお支払いいただく場合、登録解除を行うまで、ご登録いただいた日数にあわせ自動継続しますので、予めご了承ください。継続決済を停止したい場合は、次回継続決済の課金日（当社の場合月末）の2営業日前までに当社までその旨をご連絡ください。

②（ⅵ）銘柄配信サービスにおいては、解約のお申し出をいただくまで、契約期間ごとに自動的に継続して決済されます。継続決済を停止したい場合は、解除希望日の1ヶ月前までにお申し出ください。

③ お申し出先：info@magnum-investment.co.jp ／ 072-294-6877

○ 租税の概要

お客様が株式を売買される際には、売買された株式の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記「クーリング・オフの適用」を参照ください。）

③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

1　資本金　　500万円

2　役員の氏名　　代表取締役　北村 典嗣　／　取締役　堀江 理宏

3　主要株主　　北村 典嗣

4　分析者・投資判断者　　北村 典嗣

5　助言者　　北村 典嗣

6　当社への連絡方法及び苦情等の申出先

電話番号　072-294-6877　／　メール　info@magnum-investment.co.jp

7　当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人資産運用業協会の会員（会員番号 第022-00276号）であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、近畿財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

８　当社の苦情処理措置について

（１）当社は、「苦情処理規程」を定め、お客様等からのご相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」）のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記６のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情等の受付　② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討　③ 解決案のご提示・解決

（２）当社は、上記により苦情等の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情等の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情等の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情等を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所　〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町2－1－13

電話　0120－64－5005（フリーダイヤル）（月～金／9:00～17:00　祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

① お客様からの苦情の申立　② 会員業者への苦情の取次ぎ　③ お客様と会員業者との話合いと解決

９　当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

① お客様からのあっせん申立書の提出　② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任　③ お客様からのあっせん申立金の納入　④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取　⑤ あっせん案の提示、受諾

１０　当社が行う業務

投資助言業